

事務連絡
平成 29 年 7 月 4 日

各都道府県消防防災主幹部 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防本部 }

消防庁消防・救急課

消防本部におけるハラスメント等を撲滅するための、消防長の宣言等
による意志の明確な表明について

消防庁においては、「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について」（平成 29 年 7 月 4 日付け消防消第 171 号）を発出し、ハラスメント等を撲滅するための、消防長の宣言等による意志の明確な表明についてお願いしたところです。

当該宣言等を行うに当たっては、消防長自らの言葉により、ハラスメント等を撲滅する意志を明確にされるよう、お願いします。

なお、別添のとおり参考事例を提供いたします。また、厚生労働省が主に企業向けに作成し公表している「パワーハラスメント対策導入マニュアル（第 2 版）」中、「トップのメッセージ」の趣旨及びひな形が紹介されていますので、参考として情報提供します。（URL：https://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/pdf/pwhr2016_manual.pdf なお、趣旨は 16 ページ、ひな形は 50 ページに掲載。）

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

【問合せ先】

消防庁消防救急課

担当：稲木、芥田、谷口

TEL：03-5253-7522

FAX：03-5253-7539

消 人 第 9 6 号
平成 29 年 6 月 2 日

各 課 所 署 長 様

消 防 局 長

ハラスメント防止宣言について

ハラスメントは個人の尊厳と人格を侵害する決して許されない行為であり、その行為は被害者を深く傷つけるだけでなく、職場環境を悪化させ、業務の円滑な遂行に支障をきたすことにもなります。

近年ハラスメントによる不祥事案がメディア等で取り出たされる中、総務省消防庁では消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループが立ち上げられ、国を挙げてハラスメント防止対策に力を入れているところです。

そのような中、平成 29 年 5 月 24 日に開催された第 69 回全国消防長会総会において全国の消防長の総意でハラスメント防止宣言がなされました。大阪市消防局長という立場としても、この宣言に大いに賛同し、ハラスメント防止に向けて積極的に取り組んでいく必要があると感じています。

つきましては、別添の全国消防長会ハラスメント防止宣言を所属職員へ周知し、管理監督職員はもとより、職員全員がハラスメントへの意識の向上及び防止に向けて取組み、風通しのよい働きやすい職場環境づくりに努めていただきますようお願いいたします。

< ハラスメント防止宣言 >

【 宣 言 】

私たち全国の消防長は、消防の職場に特有の階級制度や厳格な規律保持などがハラスメントに結び付く可能性を十分に認識するとともに、職員がその人格を互いに尊重し、能力を十分に発揮できる風通しの良い職場の実現を目指して、ハラスメント防止のために取り得るあらゆる方策の推進に不断の努力を行うことを宣言する。

【 実践項目 】

- 1 組織を挙げてハラスメント防止に取り組む方針等の明確化及び周知徹底
- 2 ハラスメントの防止及び解決のための体制整備
- 3 研修等の充実を通じたハラスメントに関する職員教育の徹底

全国消防長会ハラスメント防止宣言

【基本的な考え方】

ハラスメントは、個人の尊厳と人格を侵害する決して許されない行為である。そのような行為は、被害者を深く傷つけるだけでなく、職場環境を悪化させ、業務の円滑な遂行に支障を来すことにもなる。

さらに、職場における損失のみならず、これまで積み重ねてきた住民からの信用はたちまち失墜することとなり、いったん失った信頼を回復するには多大な努力と膨大な時間が必要となる。

もとより、全体の奉仕者たる公務員には、ハラスメントとは無縁の高い倫理観を有することが求められている。その中でも、住民の生命、身体及び財産を災害から守る消防機関に寄せられる住民の期待及び信頼に十分応えるためには、消防職員はひとときわ高い倫理観を備えなければならない。

一方、消防の職場には、災害現場で安全、確実、迅速な部隊行動を遂行するため、指揮命令系統を明確にする階級が存在し、職員には、厳格な規律の保持が求められている。しかしながら、その結果生じる上下の関係において、指導という名目の下、ときには限度を逸脱する危険性などが存在している。

また、全国的に女性消防吏員の増加が図られているところであるが、いまだ男性が圧倒的に多いことから、職場では、男性を中心とした考え方が意図せず残っているおそれがある。そのため、セクシュアルハラスメントや、妊娠、出産をする女性消防吏員、育児休業等を利用しようとする職員に対するハラスメントが生じる懸念がある。

ハラスメントに関して、これら消防の職場特有の懸念が存在することを私たちは深く自覚しなければならない。

【 宣 言 】

私たち全国の消防長は、消防の職場に特有の階級制度や厳格な規律保持などがハラスメントに結び付く可能性を十分に認識するとともに、職員がその人格を互いに尊重し、能力を十分に発揮できる風通しの良い職場の実現を目指して、ハラスメント防止のために取り得るあらゆる方策の推進に不断の努力を行うことを宣言する。

【実践項目】

- 1 組織を挙げてハラスメント防止に取り組む方針等の明確化及び周知徹底
- 2 ハラスメントの防止及び解決のための体制整備
- 3 研修等の充実を通じたハラスメントに関する職員教育の徹底

全国消防長会ハラスメント防止宣言

【基本的な考え方】

ハラスメントは、個人の尊厳と人格を侵害する決して許されない行為である。そのような行為は、被害者を深く傷つけるだけでなく、職場環境を悪化させ、業務の円滑な遂行に支障を来すことにもなる。

さらに、職場における損失のみならず、これまで積み重ねてきた住民からの信用はたちまち失墜することとなり、いったん失った信頼を回復するには多大な努力と膨大な時間が必要となる。

もとより、全体の奉仕者たる公務員には、ハラスメントとは無縁の高い倫理観を有することが求められている。その中でも、住民の生命、身体及び財産を災害から守る消防機関に寄せられる住民の期待及び信頼に十分応えるためには、消防職員はひとときわ高い倫理観を備えなければならない。

一方、消防の職場には、災害現場で安全、確実、迅速な部隊行動を遂行するため、指揮命令システムを明確にする階級が存在し、職員には、厳格な規律の保持が求められている。しかしながら、その結果生じる上下の関係において、指導という名目の下、ときには限度を逸脱する危険性などが存在している。

また、全国的に女性消防吏員の増加が図られているところであるが、いまだ男性が圧倒的に多いことから、職場では、男性を中心とした考え方が意図せず残っているおそれがある。そのため、セクシュアルハラスメントや、妊娠、出産をする女性消防吏員、育児休業等を利用しようとする職員に対するハラスメントが生じる懸念がある。

ハラスメントに関して、これら消防の職場特有の懸念が存在することを私たちは深く自覚しなければならない。

【 宣 言 】

私たち全国の消防長は、消防の職場に特有の階級制度や厳格な規律保持などがハラスメントに結びつく可能性を十分に認識するとともに、職員がその人格を互いに尊重し、能力を十分に発揮できる風通しの良い職場の実現を目指して、ハラスメント防止のために取り得るあらゆる方策の推進に不断の努力を行うことを宣言する。

【実践項目】

- 1 組織を挙げてハラスメント防止に取り組む方針等の明確化及び周知徹底
- 2 ハラスメントの防止及び解決のための体制整備
- 3 研修等の充実を通じたハラスメントに関する職員教育の徹底